

I 利用のまえに

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、全国の製造業に属する事業所の従業者数、製造品出荷額等を調査し、工業の実態を明らかにするとともに、工業に関する基礎的資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第10号として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって行われた。

(3) 調査の期日

平成20年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

この調査の対象は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）大分類E－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。

ただし、西暦年号末尾0，3，5，8年以外の年においては、従業者3人以下の事業所を乙調査の対象から除外して実施している。

(5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」によって調査した。いずれも、申告義務者の自計申告によるものである。

2 用語の定義

(1) 事業所

平成20年12月31日現在で、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などといわれるような、主として製造卸売又は加工を行っている事業所をいう。

(2) 従業者数

平成20年12月31日現在による常用労働者数と個人事業主及び家族従業者数との合計をいう。

(3) 現金給与総額

平成20年1年間の常用労働者に対する基本給、諸手当及び特別に支払われた給与の額とその他の給与額の総額をいう。

(4) 原材料使用額等

平成20年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の総額をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成20年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の総額であり、消

費税及び内国消費税額を含んだ額をいう。(その他の収入額とは、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等をいう。)

- (6) 製造品在庫額、半製品・仕掛品の価額及び原材料・燃料在庫額

平成20年の年初・年末において事業所が所有する製造品等の在庫額をいう。

- (7) 有形固定資産に属する資産

平成20年1年間における有形の財産(建物、構築物、機械装置、各種運搬具、土地等)の年初現在高、取得額、除却額及び減価償却額をいう。

- (8) 常用労働者毎月末現在総数

平成20年1月から12月の常用労働者毎月末現在数の総数をいう。

3 集計項目の算式

- (1) 生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末在庫額 - 半製品・仕掛品年初在庫額)

- (2) 付加価値額 = 生産額 - 原材料使用額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 減価償却額

- (3) 付加価値率 =
$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

- (4) 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)

- (5) 有形固定資産投資総額 = 資産の取得額 + 建設仮勘定の増減額

- (6) 1事業所当りの製造品出荷額等 =
$$\frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{事業所数}}$$

- (7) 従業者1人当りの製造品出荷額等 =
$$\frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{従業者数}}$$

- (8) 常用労働者1人当りの現金給与額 =
$$\frac{\text{現金給与総額}}{\text{常用労働者数}}$$

4 統計表等に用いた記号の用法

- (1) [-] ……該当数字のないもの。
[0] ……単位に満たないもの。
[△] ……負数であることを示す。統計数値の前に付す。
[…] ……不詳

〔x〕 ……該当する事務所数が1又は2である場合。

なお、事業所数が3以上であっても、その数値から秘匿した数値が判明する箇所は〔x〕で示した。

(2) 単位未満及び百分率等は四捨五入で計算してある。

5 産業分類の表示

(1) 平成19年11月に日本標準産業分類が改訂されたため、工業統計調査においても産業分類が変更された。

- ・「衣服・その他の繊維製品製造業」は「繊維工業」に統合された。
- ・「一般機械器具製造業」は「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」へ3分割された。
- ・「電子部品・デバイス製造業」は廃止され、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」が新設された。
- ・「精密機械器具製造業」は「輸送用機械器具製造業」に統合された。

◎ 工業統計調査用産業分類新旧対応表

旧分類 (平成18年まで)		新分類 (平成19年から)	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業 (衣服・その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業 (家具を除く)
13	木材・木製品製造業 (家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工製造業
15	パルプ・紙・紙加工製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業
19	プラスチック製品製造業	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業、土石製品製造業
22	窯業、土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

衣服・その他の繊維製品製造業を繊維工業へ統合

一般機械器具製造業を3分割

電子部品・デバイス・電子回路製造業を新設

精密機械器具製造業を輸送用機械器具製造業へ統合

(2) 産業分類細分類の名称

産業分類細分類の名称については、原則として、日本標準産業分類の細分類名末尾の「業」、「製造業」を略したものをを用いた。

6 利用上の注意

- (1) この結果表の平成20年の数値は、静岡県が国に先立って集計した工業統計調査結果を基に作成してある。
- (2) 平成20年の産業分類別前年比については、静岡県が平成19年の数値を改定後の分類で組み替えて再集計して算出した数値を基に作成してある。なお、平成19年以前の数値については、改正による変更がなかった分類の数値のみ掲載したが、複数品目を生産する事業所の分類格付けの変更により、改正の影響を受けている場合があることに留意する必要がある。
- (3) 構成比は、端数を四捨五入しているため、積み上げが100%にならない場合がある。
- (4) 平成18年以前の静岡市の数値は旧蒲原町（平成18年3月31日合併）を加算したものである。
- (5) 平成19年以前の静岡市の数値は旧由比町（平成20年11月1日合併）を加算したものである。